

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月20日

四日市市教育委員会委員長 渡 邊 悌 爾

四日市市教委規則第8号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和52年四日市市教委規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第3（第13条関係）					
設備器具等利用料金の限度額					
施設名	種別	単位	金額	備考	
(略)					
中央緑地体育館及び中央緑地第2体育館	(略)			(略)	
	フロア照明装置 (中央緑地体育館)	1系統1時間	220円		
		1時間	650円		
フロア照明装置 (中央緑地第2体育館)	1時間	450円			
(略)					
三滝武道館(柔道場・剣道場)	(略)			(略)	
	照明装置	全面	1時間		240円
		半面	1時間		120円
(略)					
備考 (略)					

改正前

別表第3（第13条関係）

設備器具等利用料金の限度額

施設名	種別	単位	金額	備考	
(略)					
中央緑地体育館及び中央緑地第2体育館	(略)			(略)	
	フロア照明装置	1系統1時間	220円		
		1時間	650円		
(略)					
三滝武道館(柔道場・剣道場)	(略)			(略)	
	照明装置	全面	1時間		320円
		半面	1時間		160円
(略)					

備考 (略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(教育委員会スポーツ課)